

[事案 29-66] 契約無効請求

・平成 30 年 1 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込免除特約について誤った説明を受けて契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に契約した終身医療保険および同年 2 月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料払込免除特約について、初めてがんになり患したと医師に診断確定されたときにも保険料の払込みが免除される旨の誤った説明を受けた。
- (2) 募集人を信頼して、上記特約部分だけが良いと思い、契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 保険料払込免除特約について 2 種類を申立人に提案し、設計書等を用いて、それぞれにつき免除となる要件を説明したうえで、申立人が本契約を選択した。
- (2) 意向確認書記入の際にも、保険料の払込免除についての申立人の意向が、がんではなく、就労不能・介護状態への備えにあることを確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。なお、募集人については退職済であり、協力が得られず、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が誤った説明をしたとは認められず、申立人が保険料払い込み免除特約について誤信していたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。